



小・中学生の保護者のみなさんへ ～特別支援教育就学奨励制度についてのお知らせ～

高岡市教育委員会 学校教育課

1. 特別支援教育就学奨励制度とは

高岡市内の小・中学校の特別支援学級に在籍するお子さんがいらっしゃる保護者の方に対し、同一生計世帯の収入に応じてお子さんの学用品や学校給食などの費用の一部を補助する制度です。

2. 申請に必要な書類

申請書類	所得に関する証明書
特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書	市・県民税所得課税証明書、または市・県民税通知書のコピー

- 同一生計世帯の世帯員全員の記入、および所得に関する証明書を提出してください。
- 小学校と中学校にお子さんが通われている場合や兄弟姉妹がいる場合は、1人ずつ申請してください。なお、「市・県民税所得課税証明書」に関しては、第1子は原本、第2子以降はコピーで構いません。

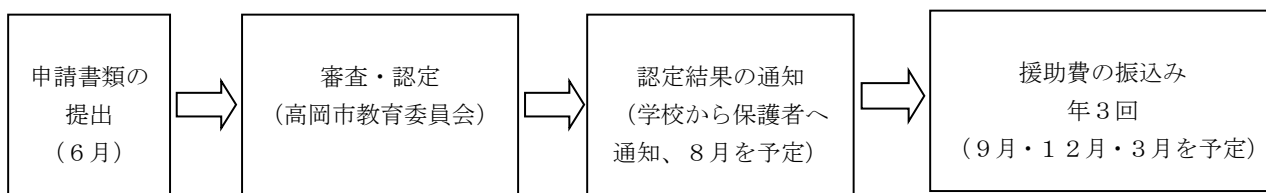
3. 援助の対象について

	支給費目	支給額	摘 要
1	給食費	実費×1/2	
2	交流学习交通費	実費	
3	修学旅行費	実費×1/2	
4	校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	実費×1/2	
5	校外活動費 (宿泊を伴うもの)	実費×1/2	
6	学用品・通学用品費	実費×1/2	ノート、筆記用具、副教材、副読本、練習帳、辞典類、体育用シューズ、体操服、通学用靴、雨靴、雨傘、帽子、学校で購入した学用品等
7	新入学学用品・通学用品費 (新1年生4月認定者のみ)	実費×1/2	ランドセル、カバン、通学用服(制服)、上ばき、通学用靴、雨靴、雨傘、帽子、自転車(自転車通学用に限る)
8	体育実技用具費	実費×1/2	小学校：スキー学習に参加する児童のスキー用具購入費用(スキー用具レンタル代は対象外) 中学校：体育の授業履修に必要な柔道着等購入費用
9	通学費	実費	公共交通機関の定期券・回数券が対象

- 上記、3～8については国で定めた一定金額の範囲内で補助します。
- 上記、6～9は購入実績に応じて支給するため、領収書、またはレシートが必要となります。(領収書、またはレシートの提出時期は学校を通じてお知らせします。)
- 同一生計世帯の収入状況によっては支給されない場合があります。

【裏面に続く】

4. 申請の手続きから援助費の振込みまで（年度当初の場合）



5. その他

就学援助制度を希望される方は、先に就学援助制度の申請・審査を受けてください。就学援助制度と特別支援教育就学奨励制度は併給できません。

6. 問合せ先

詳しくは学校、または学校教育課（Tel：20-1451）までご相談ください。

<http://www.city.takaoka.toyama.jp/school/shoureihi.html>

【平成31年1月9日改訂】